

ボラパトだより

いちかわボランティアパトロール

第 12 号

平成28年12月22日発行

発行：市川市 市民部 市民安全課
〒272-8501 市川市八幡1丁目1番1号
TEL 047-334-1129
FAX 047-336-8073

「ボランティアパトロール」とは、ジョギング、犬の散歩や買い物など、ちょっとした外出の際に、オレンジ色の帽子を身につけて、パトロール活動も兼ねてもらうことで犯罪を抑止していくものです。

「空き巣」対策のポイント

- ✓ **戸締りを徹底する**
2階やトイレ・お風呂の窓も確実に施錠しましょう。補助錠や窓に貼る防犯フィルムなどを使用し、犯人の侵入を困難にすることが有効です。
- ✓ **留守を悟られない工夫をする**
長期間家を空ける際には、新聞の配布を止める、玄関や部屋などの電気をつけたままにしておくなどの対策を行ってください。
- ✓ **地域に人の目を行きわたらせる**
ご近所同士で積極的にあいさつをして交流を持つことで、人の目を嫌う犯人は犯行がしづらくなります。

(表1) 犯人の侵入口

	1位	2位	3位
一戸建住宅	窓	その他の出入口	表出入口
共同住宅（3階以下）	窓	表出入口	その他の出入口
共同住宅（4階以上）	表出入口	窓	その他の出入口

年末年始は要注意！
「空き巣」対策を講じましょう！

帰省や旅行で家を空ける機会が多くなる年末年始は、留守宅を狙い窃盗を行う「空き巣」が多発します。

犯人の侵入口は、低層階では「窓」、高層階では「表出入口」が多くなります。（表1）
今一度、ご自宅での対策に不備がないか確認してください。

さらに、この季節は日が暮れる時間が早まるため、犯人が下見を行いやすいとされています。家を覗き込むなど怪しい行動をしている人々には注意が必要です。

年末年始は要注意！

「空き巣」対策を講じましょう！

確認してください！

「電話de詐欺」対策！

平成28年（10月末まで）に市内で発生した「電話de詐欺」の被害件数は53件、被害額は約1億838万円となっていました。前年に比べて件数は減少傾向にあるものの、依然として注意が必要です。

被害者の多くは高齢者に集中しています。近所の方への挨拶などの際には、あわせて注意喚起をお願いします。

※「電話de詐欺」は「振り込め詐欺」の新名称です。

「電話de詐欺」対策のポイント

- ✓ お金の話は必ず確認する
- ✓ 親族であっても正しい番号にかけなおす
- ✓ 身に覚えのない金銭の請求は無視する
- ✓ 一人で判断せず、周りに相談する
- ✓ 留守番電話など電話機の機能を活用する

気軽に♪

ボラパトで犯罪に強い地域づくり

平成28年11月末現在、3,192名がボラパトに登録されています。防犯意識の高い方々に地域を見守っていただくことは、犯罪者を寄せ付けなければなりません。住民の安心感にもつながります。

また、防犯には住環境の整備もかかせません。パトロールの際は、「自宅の周りや道路、公園などに危険な場所がないか注目してください。」



『いちかわボランティアパトロール』

実施要領

1 活動目的

・住民自らがボランティアとしてパトロールを実施することにより、地域の犯罪に対する抑止力を高めるとともに、自主防犯意識の向上や良好な地域コミュニケーションの醸成を図ることで、地域を犯罪のない安心なまちにすることを目的とする。

2 登録要件

- ・市内在住もしくは在勤・在学の18歳以上の方
- ・週1回以上活動できる方
- ・活動の目的に賛同いただける方

3 貸与物品

- ・パトロール用帽子
- ・登録番号札（ワッペン）

4 活動内容

- ・登録者は市内での日常のジョギングや犬の散歩などちょっとした外出や通勤通学などの際、パトロール用帽子及び登録番号札を着用して、地域のパトロールを兼ねる。
- ・パトロール中は裏面の注意事項を遵守する。
- ・市が開催する防犯講習会などに積極的に参加する。
- ・年1回活動報告を行う。（報告は市から送付されるアンケートをもって行う。）

5 市の役割

- ・登録申込書を受理し登録者名簿を作成する。
- ・規定の物品を貸与する。
- ・防犯に関する講習会を開催する。
- ・防犯に関する情報を郵送する。
- ・活動に関するアンケート及び活動継続の意思を確認する。
- ・活動に対する傷害保険に加入する。
- ・3年以上継続して積極的にボランティアパトロール活動を実施した者で、その活動内容により、市の防犯活動に貢献した個人に対し感謝状を授与する。

6 免責

- ・パトロールは自己責任において行うものとし、市はその責任を負わない。
但し、活動中に万が一事故があった場合は市が加入する保険を適用する。

7 脱退要件

- ・脱退の意思表示をした場合
- ・登録要件を喪失した場合
- ・不法行為などがあった場合
- ・パトロール6か条を守らない場合

8 事務局

- ・市川市 市民部 市民安全課 TEL047-334-1129（直通）

※ 必ずよく読んで活動してください。

《 注 意 事 項 》

- ・登録事項などに変更が生じた場合は、すみやかに届出してください。
- ・活動を脱退される場合、貸与物品（パトロール用帽子及び登録番号札）は返却をお願いします。
- ・パトロール中に発生した事故については、必ず事務局（市民部 市民安全課）に連絡してください。

【 パトロール6か条 】

- ① 活動の際は必ず帽子等を着用してください。なお、帽子等は他人に貸さないでください。
蛍光色の帽子等は着用者に対する視認性を高め、パトロールの実施を周知して犯罪を抑止するとともに、事故等の危険防止にも効果的です。
- ② 地域の方とあいさつを交わすように心掛けてください。
パトロールの中で住民相互のあいさつ・声かけを実践することにより防犯効果が高まるとともに、良好な地域コミュニケーションの醸成が図れます。
- ③ 危険な行為は絶対に行わないでください。
このボランティアパトロールは、パトロールする姿を見せて犯罪を抑止することを目的としています。自らの安全を第一に考えて無理をせず、事故や犯罪にまき込まれないよう十分注意してください。
- ④ 犯罪などを目撃したときは、直ちに警察に通報してください。
パトロール中に次のようなことを目撃・発見した場合は110番で連絡します。
 - ・ 犯罪や事故
 - ・ 犯罪者として追跡されている者や行動、持ち物などの状況から犯罪者と思われる者
 - ・ 泥酔者、行き倒れ、家出人、迷子、痴呆による徘徊者など、保護を必要とする者
 - ・ その他の犯罪や事故に関係があると思われること e t c . . .
- ⑤ 他人の人権や財産を侵害する行為はしないでください。
パトロールは住民による自主的な活動であり、警察官のように特別な権限が与えられている訳ではありません。個人のプライバシーなど、他人の人権や財産を侵害しないよう十分に配慮してください。
- ⑥ 特定の活動を行う際は、ボランティアパトロールはしないでください。
 - ・ 帽子を着用して営業活動等を行うこと
 - ・ 帽子を着用して市が依頼した以外のチラシ配布や広報活動等を行うこと e t c . . .